

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 5 月 23 日（金）第 619 号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 令和 7 年度地籍調査事業計画の公表（農地保全課取扱い） 2
- 液化石油ガスの販売事業者の認定（消防保安課取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2 件）（大隅地域振興局取扱い） 2
- （熊毛支庁取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 3

## 公 告

- 落札者等の公告（会計課取扱い） 3

## 人 事 委 員 会 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 4

## 公 安 委 員 会 規 則

- 特定自動運行の許可等に関する取扱規則の一部を改正する規則（※）（交通企画課取扱い） 4
- 運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則及び高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則（※）（免許管理課取扱い） 8

## 奄美大島海区漁業調整委員会告示

- 奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程（※）（奄美大島海区漁業調整委員会取扱い） 8

## 奄美大島海区漁業調整委員会指示

- ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示（奄美大島海区漁業調整委員会取扱い） 8

## 正 誤

- 鹿児島県公報第 603 号の 18（令和 7 年 3 月 28 日付け）の一部訂正（※）（人事課取扱い） 9
- 鹿児島県公報第 609 号（令和 7 年 4 月 18 日付け）の一部訂正（自然保護課取扱い） 9

## 告 示

## 鹿児島県告示第 395 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 5 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大島郡大和村大字大棚字川内甲 855 番 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大和村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第396号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和7年5月23日

鹿児島県知事 塩田康一

| 調査を行う者の名称 | 調査地         | 調査期間                      |
|-----------|-------------|---------------------------|
| 鹿屋市       | 鹿屋市吾平町上名の一部 | 令和7年4月1日から<br>令和8年3月31日まで |

## 鹿児島県告示第397号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和7年5月23日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 名称

株式会社ツバメガス鹿児島

## 2 代表者の氏名

代表取締役 寺田光一郎

## 3 所在地

始良市平松字奥屋敷7370番地

## 4 認定年月日

令和7年5月13日

## 大隅地域振興局告示第21号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和7年5月23日

大隅地域振興局長 坂脇健一

| 事業所         |                | 申請者            |                 |        | 指定年月日    | 障害児通所支援の種類      |
|-------------|----------------|----------------|-----------------|--------|----------|-----------------|
| 名称          | 所在地            | 名称             | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 |          |                 |
| WONDER LAND | 鹿屋市串良町有里106番地1 | 一般社団法人未来7 Kids | 鹿屋市串良町有里3040番地1 | 山之内美穂  | 令和7年4月1日 | 児童発達支援・保育所等訪問支援 |

## 大隅地域振興局告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 5 月 23 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

| 事 業 所           |                   | 申 請 者         |                     |            | 指 定 年 月<br>日      | 障 害 福 祉<br>サ ー ビ ス<br>の 種 類 |
|-----------------|-------------------|---------------|---------------------|------------|-------------------|-----------------------------|
| 名 称             | 所 在 地             | 名 称           | 主たる事務所の<br>所在地      | 代表者の氏<br>名 |                   |                             |
| グループホーム<br>太陽の丘 | 鹿屋市今坂町<br>12560-1 | 社会福祉法人敬<br>心会 | 鹿屋市今坂町<br>12405番地47 | 郷原 建樹      | 令和 7 年<br>5 月 1 日 | 短期入所                        |

### 熊毛支庁告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 5 月 23 日

熊毛支庁長 簗原剛

| 事 業 所                    |                      | 申 請 者         |                             |            | 指 定 年 月<br>日      | 障 害 福 祉<br>サ ー ビ ス<br>の 種 類 |
|--------------------------|----------------------|---------------|-----------------------------|------------|-------------------|-----------------------------|
| 名 称                      | 所 在 地                | 名 称           | 主たる事務所の<br>所在地              | 代表者の氏<br>名 |                   |                             |
| 訪問介護ステーションASAHI<br>I 屋久島 | 熊毛郡屋久島町<br>平内277番地98 | 株式会社NANA<br>A | 愛知県一宮市萩<br>原町富田方字西<br>出14番地 | 藤本奈々絵      | 令和 7 年<br>5 月 1 日 | 居宅介護<br>・ 重度訪<br>問介護        |

### 大島支庁告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 5 月 23 日

大島支庁長 松藤啓介

| 事 業 所        |                     | 指定障害福祉サービス事業者  |                     |            | 廃 止 年 月<br>日       | 障 害 福 祉<br>サ ー ビ ス<br>の 種 類   |
|--------------|---------------------|----------------|---------------------|------------|--------------------|-------------------------------|
| 名 称          | 所 在 地               | 名 称            | 主たる事務所の<br>所在地      | 代表者の氏<br>名 |                    |                               |
| 訪問介護ステーション日和 | 奄美市名瀬朝仁<br>新町35番23号 | 株式会社みらい<br>あまみ | 奄美市名瀬朝仁<br>新町35番23号 | 西 公郎       | 令和 7 年<br>3 月 31 日 | 居宅介護<br>・ 重度訪<br>問介護・<br>同行援護 |

## 公 告

### 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 5 月 23 日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
パソコン用ソフトウェアライセンスほか 2,156式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 落札者を決定した日  
令和 7 年 3 月 26 日
- 落札者の氏名及び住所  
リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部鹿児島支社鹿児島第一営業部

鹿児島市松原町10番26号

- 5 落札金額  
52,368,696円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 7 年 2 月 12 日

## 人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 23 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

### 鹿児島県人事委員会規則第 4 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「課長補佐（総務担当，人事課の人事・給与担当及び財政課の歳出担当に限る。）」を「課長補佐（総務担当，人事課の人事・給与担当及び採用担当並びに財政課の歳出担当に限る。）」に，「課長 福利厚生監」を「課長 室長 福利厚生監」に，「課長補佐（総務担当及び総務福利課の福利厚生担当に限る。）」を「課長補佐（総務担当及び総務福利課の福利厚生担当に限る。） 室長補佐」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

## 公 安 委 員 会 規 則

特定自動運行の許可等に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

### 鹿児島県公安委員会規則第25号

特定自動運行の許可等に関する取扱規則の一部を改正する規則

特定自動運行の許可等に関する取扱規則（令和 5 年鹿児島県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「令」という。」を削る。

第 2 条中「法75条の13第 2 項」を「法第75条の13第 2 項」に改める。

第10条を第11条とする。

第 9 条第 1 号中「（別記第 7 号様式）」を「（別記第 9 号様式）」に改め，同条第 2 号中「（別記第 8 号様式）」を「（別記第10号様式）」に改め，同条第 3 号中「（別記第 9 号様式）」を「（別記第11号様式）」に改め，同条を第10条とする。

第 8 条中「（別記第 6 号様式）」を「（別記第 8 号様式）」に改め，同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とし，第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「（別記第 5 号様式）」を「（別記第 7 号様式）」に改め，同条を第 6 条とする。

第 4 条中「（別記第 4 号様式）」を「（別記第 6 号様式）」に改め，同条を第 5 条とする。

第 3 条中「（別記第 3 号様式）」を「（別記第 5 号様式）」に改め，同条を第 4 条とし，第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（変更に関する意見聴取）

第 3 条 法第75条の16第 2 項の規定により準用する法第75条の13第 2 項の規定による意見の聴取は，特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（甲）（別記第 3 号様式）に，特定自動運行計画変更許可申請書（府令別記様式第 5 の10。以下「変更許可申請書」という。）の

写しその他必要な書類を添えて行うものとする。

- 2 府令第 9 条の 23 第 2 項の規定により準用する府令第 9 条の 22 の規定による意見の聴取は、特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（乙）（別記第 4 号様式）に変更許可申請書の写しその他必要な書類を添えて行うものとする。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「基づき」を「より」に改める。

別記第 9 号様式中「（第 9 条関係）」を「（第 10 条関係）」に改め、同様式を別記第 11 号様式とする。

別記第 8 号様式中「（第 9 条関係）」を「（第 10 条関係）」に改め、同様式を別記第 10 号様式とする。

別記第 7 号様式中「（第 9 条関係）」を「（第 10 条関係）」に改め、同様式を別記第 9 号様式とする。

別記第 6 号様式中「（第 8 条関係）」を「（第 9 条関係）」に改め、同様式を別記第 8 号様式とする。

別記第 5 号様式中「（第 5 条関係）」を「（第 6 条関係）」に、「基づき」を「より」に、「取扱い」を「取り扱い」に改め、同様式を別記第 7 号様式とする。

別記第 4 号様式中「（第 4 条関係）」を「（第 5 条関係）」に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 3 号様式中「（第 3 条関係）」を「（第 4 条関係）」に、「基づき」を「より」に改め、同様式を別記第 5 号様式とし、別記第 2 号様式の次に次の 2 様式を加える。

## 第 3 号様式（第 3 条関係）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 鹿公委交企第 号<br>年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（甲）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 殿                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 鹿児島県公安委員会 印                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| <p>年 月 日，別添 1（特定自動運行計画変更許可申請書の写し）のとおり，道路交通法第 75 条の 16 第 1 項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので，同条第 2 項の規定により準用する同法第 75 条の 13 第 2 項の規定により，別添の書類を添えて意見を聴取します。つきましては，年 月 日までに文書をもって回答願います。</p> <p>1 申請者の氏名又は名称</p> <p>2 意見聴取の内容</p> <p>(1) 特定自動運行用自動車は自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また，当該自動運行装置は，自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。</p> <p>(2) 特定自動運行計画は，当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。</p> <p>(3) 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は，特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し，当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や，医療，介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。</p> |  |
| 取扱者の氏名及び連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |

備考 不要な文字は，横線で消すこと。

## 第 4 号様式（第 3 条関係）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 鹿公委交企第      号<br>年      月      日                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（乙）                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 殿                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 鹿児島県公安委員会      印                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| <p>年      月      日，別添 1（特定自動運行計画変更許可申請書の写し）のとおり，道路交通法第 75 条の 16 第 1 項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので，道路交通法施行規則第 9 条の 23 第 2 項の規定により準用する同規則第 9 条の 22 の規定により，別添                      の書類を添えて意見を聴取します。つきましては，年      月      日までに文書をもって回答願います。</p> <p>1    申請者の氏名又は名称</p> <p>2    意見聴取の内容</p> |  |
| 取扱者の氏名及び連絡先                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |

備考    所定の欄に記載できないときは，別紙に記載の上，これを添付すること。

附    則

この規則は，令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則及び高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 鹿児島県公安委員会規則第 26 号

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則及び高齢者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

（運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部改正）

第 1 条 運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則（昭和 40 年鹿児島県公安委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 3 号イ中「法第 117 条の 2 の 2 第 12 号」を「法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号」に改め、同号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（高齢者講習の実施に関する規則の一部改正）

第 2 条 高齢者講習の実施に関する規則（平成 21 年鹿児島県公安委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 3 号イ中「法第 117 条の 2 の 2 第 12 号」を「法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号」に改め、同号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則第 4 条の 2 第 3 号イの改正規定及び第 2 条中高齢者講習の実施に関する規則第 3 条の 2 第 3 号イの改正規定は、公布の日から施行する。

### 奄美大島海区漁業調整委員会告示

#### 奄美大島海区漁業調整委員会告示第 7－1 号

奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 7 年 5 月 23 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程

奄美大島海区漁業調整委員会事務規程（昭和 34 年奄美大島海区漁業調整委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「1 年」を「4 年」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。

### 奄美大島海区漁業調整委員会指示

#### 奄美大島海区漁業調整委員会指示第 7－1 号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 7 年 5 月 23 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

#### 1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを 1 単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

#### 2 ソデイカはえ縄漁業の禁止

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

### 3 操業期間の制限

ソデイカ旗流し漁業は、毎年 6 月 1 日から 10 月 31 日までは操業してはならない。

### 4 漁具の制限

ソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から 50 海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき 30 本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から 50 海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき 50 本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

### 5 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

### 6 遵守事項

ソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

### 7 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」によるものとする。

### 8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。

## 正 誤

令和 7 年 3 月 28 日付け鹿児島県公報第 603 号の 18 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 訂正箇所     | 誤     | 正    |
|-----|----------|-------|------|
| 24  | 上から 9 行目 | いずれかに | いずれに |

令和 7 年 4 月 18 日付け鹿児島県公報第 609 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 訂正箇所      | 誤       | 正       |
|-----|-----------|---------|---------|
| 3   | 下から 24 行目 | 9153 番地 | 9135 番地 |
| 5   | 下から 22 行目 | 9153 番地 | 9135 番地 |